外国特許トピックス

2016年11月 特許業務法人 志賀国際特許事務所 外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

インドネシア特許法改正

2016 年 8 月 26 日付けでインドネシア特許法が改正されました(旧法 No.14/2001 から新法 No.13/2016 への改正)。改正の目的は、インドネシア国内の特許制度の整備を進め、特許制度の利用を促進することにあります。今回の改正に関しては情報の不足や錯綜がありましたので、複数の現地代理人に弊所から確認した情報をもとに、主な改正点をピックアップして紹介いたします。

なお、年金制度についての改正は、弊所より先に配信いたしました、添付の「インドネシア特許法改正に伴う年金制度の変更について」(2016年10月19日付け)の中で詳しくお知らせしておりますので、こちらをご参照下さい。

(1)小特許の保護範囲拡大

小特許とは、存続期間が出願日から10年間で、形状、構造又は組み合わせにより新規で実用的な価値を有する物品や装置のみを保護対象としていたものですが、新法において保護対象が拡大され、<u>方法について</u>も保護されることとなりました。(第3条2項)

(2)電子出願制度の導入

新規出願において、<u>電子出願の利用が可能</u>となりました(第24条4項)。昨今の特許出願において電子出願の利用は珍しいことではありませんが、インドネシア特許庁においても、出願件数の増加に伴う特許庁のサービス向上と案件管理対策として、特許制度利用の促進を目指し、このたび導入されました。

(3) 拒絶理由通知応答期間等の明文化

旧法においては、拒絶理由通知に対する応答期間について明文規定はなく、審査官の裁量に委ねられていましたが、実際には慣例として、<u>拒絶理由通知発行日から 3 ヶ月間の応答期限に加えて、2 回までの延長(1 回目は 2 ヶ月、2 回目は 1 ヶ月)</u>が認められていました。新法ではこれを<u>明文化</u>して、特許制度の整備を図りました。(第 62 条 3 項~5 項)

(4)審査期間の変更

審査期間につきまして、特許に関しては、旧法では審査請求日から 36 ヶ月までには特許査定または拒絶査定を行わなければなりませんでしたが、新法においては審査請求日から 30 ヶ月に変更されました(第 57条)。また、小特許に関しても、旧法では出願日から 24 ヶ月までに査定を行わなければなりませんでしたが、新法においては出願日から 12 ヶ月に変更されました(第 124条1項)。弊所のインドネシア特許出願案件を確認しましたところ、ほとんどの案件が審査請求日から 2~3 年で特許査定となっており、現状に沿った変更と言えますが、審査期間の短縮を改正内容に含めているところは、インドネシア特許庁の意識的な早期審査終了の姿勢をうかがうことができます。

また、インドネシア特許庁は法令 No.45/2016 において特許出願時の庁費用値上げを発表し、2016 年 11 月 10 日より新料金が適用されておりますので、注意が必要です。

*外国為替レート(2016 年 11 月 29 日現在)・・・IDR1(インドネシア・ルピア)≒¥0.008

	旧料金	新料金
特許	IDR750,000 (日本円:約¥6,000)	IDR1,500,000 (日本円:約¥12,000)
小特許	IDR500,000 (日本円:約¥4,000)	IDR1,250,000 (日本円:約¥10,000)

[※]クレーム数 10 項および明細書ページ数 30 頁までの出願において適用されます。

≪続報/2016年5月 外国特許トピックス≫

2016 年 5 月の外国特許トピックスでお知らせいたしました「ベトナムー日本間の PPH」についての続報です。このたび、ベトナム特許庁が、2016 年 4 月 1 日より開始されたベトナムー日本間の PPH 申請が 100 件にのぼったため、2017 年 3 月 31 日に最初の 1 年を終了後、もう 1 年の延長(2017 年 4 月 1 日再開)を決定した通知を発行しました。ASEAN 諸国での早期権利化を目指す企業において、ベトナムー日本間の PPH に対する期待の表れがこの結果につながったものと思われます。

特許業務法人 志賀国際特許事務所

インドネシア特許法改正に伴う年金制度の変更について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2016年8月26日付でインドネシア特許法が改正され(以下、「新法」)、年金納付手続きにおいて大幅な変更がなされました。法改正の概要は以下の通りです。

年金納付に関する法改正の概要

旧法	新法
出願日から特許付与年までの累積年金を特	出願日から特許付与年まで +1 年分 の累積年金
許付与日から遅くとも 1 年以内に納付しな	を特許付与日から 6 ヶ月以内に納付しなけれ
ければならない。	ばならない。
以後の年金は、毎年、特許付与応当日までに	以後の年金は、毎年、 <mark>次の保護期間の開始日(出</mark>
納付しなければならない。	願応当日)の1ヶ月前 までに納付しなければな
	らない。
納付期限を過ぎた後の追納が可能。1ヶ月に	納付期限を過ぎた後の <mark>追納はできない</mark> 。
つき 2.5%の追徴金が課せられる。	ただし、納付期限の7日前までに延長申請を行
	うことで最大 12 ヶ月の期間延長が可能だが、
	本来支払うべき年金と同額の追徴金が課せら
	れる。
納付期限内に年金を納付しなくとも、特許権	期間延長申請なしに期限内に年金納付を行わ
は3年間存続する。特許無効となるまでの年	なかった場合は、 <mark>自動的に特許権は無効</mark> とみな
金は特許権者によって支払われるべき負債	される。特許権を放棄するにあたり、特許取消
として残るため、特許権を放棄する場合は特	の申請や累積年金の納付は不要である。
許取消の申請及び保護期間を考慮した年金	
納付をしておくべきである。	

経過措置

- 1. 新法発効前に納付期限を徒過していた未納年金は、旧法による年金制度が適用されます。
- 2. 新法発効後に納付期限が到来する未納年金は、新法による年金制度が適用されます。
- 3. 新法による納付期限が新法発効日から 2016 年 12 月 30 日までの未納年金(保護期間が 2016 ~2017 年を含む) は 2016 年 12 月 30 日までに納付が必要。納付しない場合は、特許権は無効となる。

弊所へ年金管理をご依頼いただいているお客様へ

2016年9月30日にインドネシア特許庁長官より、旧法下で登録になった特許の年金納付には「新法」が適用されるとの通達がなされました。

旧法下で登録になっている特許について新法を適用しますと、既に納付期限を徒過している年金が発生致しますが、その年金は 2016 年 12 月 30 日までに納付する必要があります。現在、2016 年 12 月 30 日までに年金納付すべき案件について確認を行っており、確認ができ次第、納付の可否について弊所よりご連絡させていただく予定ですので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

以上

◆本件に関するご連絡先

特許業務法人志賀国際特許事務所 外国事務部 山川恵

TEL: 03-5288-5811/FAX: 03-5288-5833/Email: osp@shigapatent.com